

日 EU・EPA 及び日英・EPA が定める調達に係る基準額に対応する邦貨換算額について

2 0 2 6 年 4 月
北海道旅客鉄道株式会社

経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定（日 EU・EPA 及び日英 EPA）において定められた、当社による運送における運転上の安全に関連する物品の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。

なお、この邦貨換算額は、2026年4月1日から2028年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

基準額	邦貨換算額
40万特別引出権	8,000万円